

静岡市青少年育成センターだより

みらい

令和6年度第4号 静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8

Tel: 354-2616 / Fax: 352-7732 / E-mail: seishounen@city.shizuoka.lg.jp

<http://www.city.shizuoka.jp/kyoiku/s002344.html>

7月は「青少年の非行・被害防止強調月間」です

本年度もこども家庭庁主唱の下、7月1～31日を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化を図るための諸施策・諸活動を実施しています。こども家庭庁と静岡県では、下記の重点課題を設定して「子供が安心して活躍できる居場所づくり」に取り組んでいます。

< 最重点課題 >

インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止

< 重点課題 > ◎…県独自

- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- 再非行(犯罪)の防止
- 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応 ◎ 「地域の青少年声掛け運動」の推進

青少年育成課では、警察・学校・地域の方々と連携し以下の事業を行っています。

県内一斉夏季少年補導・立入調査の実施

例年、夏季・冬季の年2回、関係機関・団体と連携し、県内全域で一斉補導活動を行っています。本年度の夏季は、葵・駿河区が7月19日(金)、清水区が7月22日(月)に実施します。

横断幕等の設置、啓発リーフレット配付

静岡市役所静岡庁舎・清水庁舎に横断幕、清水区役所蒲原支所に懸垂幕を設置しました。さらに7月1日、JR静岡駅にて街頭キャンペーンを実施し、警察や関係団体、城内中・高松中の生徒の皆さんと協力して市民への啓発リーフレット(裏面参照)を配布するなど、強調月間をPRしました。



< 街頭キャンペーン開始式の様子 >



< 城内中・高松中生徒の配布の様子 >

◆◆ 子供たちを犯罪被害から守る環境づくりを ◆◆

令和5年中、県内の非行少年の検挙人員は752人で、昨年比8人減少しましたが、刑法犯は11人増加しており、暴行などの粗暴犯の増加が顕著となっています。また、児童買春・児童ポルノ禁止法に抵触する非行の増加やインターネットの利用に起因した犯罪被害が後を絶たず、青少年の非行と被害の両面において予断を許さない状況となっています。次代を担う青少年の育成は私たち大人の責務であり、家庭・学校・地域・関係団体が相互に協力しながら、社会全体で青少年の健全育成の取り組みを推進する必要があります。

★ 子供たちをネットの危険から守る正しいスマホの使用を★

静岡市では、7月の強調月間に合わせて中学生保護者への啓発用リーフレット「いっしょに話し合ってみて!! ルールのこと」を配付しています。日頃から家族でコミュニケーションをとり、子供がインターネットを正しく安全に利用できるように、家庭のルールを親子でつくってみましょう。

インターネットに関連する被害事例

性被害にあっているのは女子だけではなく！

区分	全国人数
小学生	139人(8.3%)
中学生	748人(44.9%)
高校生	713人(42.8%)
その他	65人(3.9%)

SNSに起因する事犯
令和5年度 被害児童数

自画撮り被害

SNSで知り合った人と親しくなるうちに、言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。

児童ポルノ製造被害

悩み相談から誘拐

SNSで知り合った人に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。

未成年者誘拐被害

裸の写真を拡散される

交際相手に裸の写真を求められ、送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、インターネットに自分の裸の写真を拡散されてしまった。

児童ポルノ製造・提供被害

無料(フリー)Wi-Fiにワナ

街中でスマートフォンを使うために無料Wi-Fiへ接続したところ、個人情報が漏洩し、SNSのアカウントが乗っ取られてしまった。

個人情報漏洩・詐欺被害

インターネットに関連する非行事例

刑事責任だけではなく、民事責任(損害賠償など)も発生します！

ネットでの中傷

少年Aは、長期間にわたりSNSに同級生Bを中傷する書き込みをした。これに悩んだBが自殺し、Aは名誉棄損容疑で逮捕された。

名誉棄損罪、侮辱罪

無許可でダウンロード・アップロード

人気アニメを動画共有サイトにアップロードし、動画共有サイトの管理者から警告を受けたが、繰り返しアップロードを続けたため、著作権法違反容疑で逮捕された。

著作権侵害

迷惑投稿

面白いと思ったからと動画投稿をして、威力業務妨害容疑で逮捕された。

業務妨害など

他人のID・パスワードを不正取得

知人からIDとパスワードを聞き出し、それを使って無断でインターネットの会員制交流サイトにアクセスした。不正アクセス禁止法違反容疑で書類送検された。

不正アクセス禁止法違反

闇バイト

SNSで闇バイトを見つけて応募した。「闇バイトの怖い人に個人情報を持っていて命令された」と特殊詐欺の現金受け取り役を担い、詐欺容疑で逮捕された。

詐欺罪・窃盗罪・暴行罪など

インターネット利用に関する家庭のルールを考えましょう。

実態

- ・94.8%：青少年の保護者のフィルタリングの認知の割合
- ・77.2%：インターネット利用に関する家庭のルールを決めていると回答した保護者の割合
- ・83.4%：子供のネット利用を管理していると回答した保護者の割合
- ・85.0%：インターネットに関する啓発や学習を受けた経験のある青少年の割合

子供の主張、保護者の意見を出し合い、ルールを作ろう

話し合い

- ☐ フィルタリングサービス(※)を必ず利用すること
- ☐ 1日の利用時間や使う内容のこと
- ☐ 危険なサイトにはアクセスしないこと
- ☐ ネット上に個人情報や写真を載せないこと
- ☐ ルールを守れなかった場合のこと

※保護者には、青少年が携帯電話インターネットサービス接続業務の提供を受ける場合、フィルタリングサービスを利用する努力義務があります。【県条例】